

第 1 1 章 納税

1 納税について

納期限までにお納めください

市税を納め忘れ、納期限を過ぎると、督促状が送付され、差押などの滞納処分となる場合があります。

また、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ延滞金が加算される場合があります。市税は納期限までに納付してください。

※ 滞納処分…地方税法の規定により、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分（財産の差押えなど）を受けることがあります。

市税の納付方法

次のいずれかの方法で納付してください。

●金融機関での納付

取扱金融機関などはP80「市税の納付場所」を参照してください。

●コンビニエンスストアでの納付（※1参照）

取扱店舗はP80「市税の納付場所」を参照してください。

1枚あたりの金額が30万円以下でバーコードの印刷されている納付書が対象です。

●口座振替による納付（※2、P46参照）

- | | |
|--|------------------------|
| ●インターネットバンキング・ATMでの納付（Pay-easy ^{ペイジー} 収納） | } (※1、※2、
P47～48参照) |
| ●クレジットカードでの納付 | |
| ●スマートフォンアプリでの納付 | |

※1 コンビニエンスストア・インターネットバンキング・ATM・クレジットカード・スマートフォンアプリでの納付は、指定期日を過ぎると取扱いできない場合があります。

※2 口座振替、インターネットバンキング・ATM・クレジットカード・スマートフォンアプリでの納付は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合や、納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。



口座振替

口座振替を利用されますと、金融機関の預貯金口座から、自動的に市税などを引き落とすことができます。振替日は申込内容に応じて各納期限日での振替か、第1期の納期限日に全期分一括での振替となります。

一度手続きをされれば、納付のたびに金融機関などへ出向く必要がなくなりますので、ぜひ、ご利用ください。

●**利用できる市税** 市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）

●**利用できる金融機関等** 市内に店舗のある金融機関の全店（一部、金融機関を除く）

●お申し込み方法

◎ 市内金融機関でのお申込み

市内の金融機関・郵便局に申込用紙が備え付けてありますので、**納税通知書、預貯金通帳、通帳**にご利用の**印鑑**をご持参のうえ、窓口でお申込ください。

※ 金融機関に印鑑登録がない場合は、押印不要です。

◎ 市の窓口でのお申込み

市役所税務課、船橋駅前総合窓口総合センター（税窓口）、出張所でお申込みできます。キャッシュカードと本人確認書類があれば簡単に口座振替登録をすることができるペイジー口座振替受付サービスも利用可能です。なお、このサービスを利用できない金融機関がございますのでご注意ください。

◎ インターネットでのお申込み（Web口座振替受付サービス）

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを利用して、船橋市のホームページからお申込みができます。なお、このサービスを利用できない金融機関がございますのでご注意ください。

◎ 郵送でのお申込み

市役所税務課で郵送申請を受け付けています。また、ご希望があれば申込用紙をご自宅にお送りいたします。

インターネットバンキング・ATMでの納付

Pay-easy（ペイジー）サービスを利用して、市指定の金融機関のインターネットバンキングやATMから納付ができます（コンビニエンスストア設置のATMは不可）。ペイジーマークのある納付書が必要です。対象税目は、市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、法人市民税、事業所税です。

インターネットバンキングやATMの画面で「ペイジー支払い」や「税金・各種料金支払い」などを選択し、案内に従って、納付書に印字されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力して納付してください。

※インターネットバンキングを利用するには、金融機関との契約が必要です。

また、上記のほか、eL-QRが印刷された納付書では、地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)を経由してインターネットバンキングでの納付が可能です。詳細は同サイトでご確認ください。

クレジットカードでの納付

インターネットを利用して、クレジットカードで納付することができます。

対象税目は市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）です。

○ 地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)

納付のたびに手続きが必要となり、納付金額に応じて決済手数料がかかります。詳細は上記サイトで確認できます。

スマートフォンアプリでの納付

下記のスマートフォンアプリで納付できます（納付書 1 枚あたりの金額が 30 万円以下でバーコードが印刷されているものが対象です）。

○LINE Pay 請求書支払い

○PayPay 請求書払い

○d 払い 請求書払い

○au PAY（請求書支払い）

○PayB

} eL-QR の読み取りにも対応

また、eL-QR が印刷されているものは、eL-QR 対応アプリでも納付できます。詳細は
地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。

※「LINE Pay 請求書支払い」は令和 7 年 3 月末をもって終了します。

※バーコード読み取りによるスマートフォンアプリでの納付は令和 7 年 3 月末をもって終了します。以降は eL-QR を読み取って、お手続きください。

納税管理人の申告について

市税の納税義務者の方で、市内に住所等を有しない方は、原則として市内に居住する方のうちから納税管理人を定め申告してください。

お問い合わせ 市県民税・森林環境税…市民税課 (☎ 047-436-2214)

固定資産税・都市計画税…資産税課 (☎ 047-436-2222)

市税の減免について

納税者が次の要件のいずれかにあたる場合には、税額が減額又は免除される場合があります。

減免を申し出る場合は、その税の納期限当日までに申請書を提出してください。

税の種類	主 な 要 件	担当課
市民税 ・ 県民税 (個人)	○生活保護法による保護を受ける人 ○所得が皆無となったため生活が著しく困難となった人 ○震災・風水害(床上以上の浸水)により住家の被害を受けた人 ※年度途中で課税した場合については、取り扱いが異なりますので、市民税課にお問い合わせください。	市民税課 ☎047-436-2214
固定資産税 都市計画税	○生活保護法による保護を受ける人の固定資産 ○国・県・市等に寄付又は無償で貸与している固定資産 ○風水害、火災等の災害に見舞われた固定資産 ○公共の用に供する一定の固定資産(自治会館・防災倉庫・集会所・ごみ収集場等) ○相続税を物納により納入した固定資産	資産税課 ☎047-436-2222
軽自動車税	○生活保護法による保護を受ける人 ○障害者(身体・精神)本人が所有する車で、障害者自身もしくは、その障害者を常時介護する人が使用する場合 ○障害者の家族が所有する車でその家族がその障害者のために使用する場合	市民税課 ☎047-436-2203
事業所税	○災害(風水害)を受けた場合など	

納税の猶予

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されないと、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。ただし、市税を一時に納付することが困難な理由があり、一定の要件に当てはまる場合には、申請することにより、差押えや既に差押えを受けている財産の換価（売却）などの猶予が認められる場合があります。詳しくは債権管理課までお問い合わせください（☎ 047-436-2246）。

●猶予制度

換価の猶予

換価の猶予とは、納税者又は特別徴収義務者が、市税を一時に納付し、又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づき差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

換価の猶予は次の①から⑤に掲げる要件の全てに該当する場合に受けることができます。

- ①市税を一時に納付し、又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ②納付又は納入について誠実な意思を有すると認められること。
- ③換価の猶予を受けようとする市税期別以外に滞納がないこと。
- ④納付し、又は納入すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が提出されていること。
- ⑤原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

換価の猶予を受けた場合は、下記のことが適用されます。

- ◆既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予される。
- ◆差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産について、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合がある。
- ◆換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除される。

徴収猶予

徴収猶予とは、納税者又は特別徴収義務者が、1. 災害、病気、事業の休廃止などによって、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合、もしくは、2. 本来の期限から1年以上経って納付し、又は納入すべき市税が確定した場合において、その市税について一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められる場合に、申請に基づき徴収が猶予される制度です。

1の理由による徴収猶予を受ける場合、次の①から④に掲げる要件の全てに該当する必要があります。

① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納付者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります）があること。

イ 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき。

ロ 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

ハ 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

ニ 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

ホ 上記イからニのいずれかに該当する事実に類する事実があったとき。

② 猶予該当事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその納付し、又は納入すべき市税を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められること。

③ 「徴収の猶予申請書」が提出されていること。

④ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

2の理由による徴収猶予を受ける場合、次の①から④に掲げる要件の全てに該当する必要があります。

① 本来の期限から1年以上経って納付又は納入すべき市税が確定したこと。

② 納税者又は特別徴収義務者がその市税を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められること。

- ③その市税の納期限内に、「徴収の猶予申請書」が提出されていること。
- ④原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

徴収の猶予を受けた場合は、下記のことが適用されます。

- ◆新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けない。
- ◆既に差押えを受けている財産がある場合には、債権管理課に申請することにより、その差押えが解除される場合がある。
- ◆徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除される。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

2 納税Q & A

納期限を過ぎた納付書で支払いはできますか？

Q 納税を忘れてしまい、納期限の過ぎた納付書が手元にあります。これで納められるのでしょうか。

A 納税通知書に同封してお送りした納付書や督促状、催告書は、納期限（指定期日）の1年後まで使用することができます。ただし、延滞金が増加される場合がありますので、速やかに納付してください。延滞金が発生していた場合は、別途納付書をお送りします。

※債権管理課で発行した納付書は指定期日を過ぎると取扱いできない場合があります。

お問い合わせ 債権管理課（☎ 047-436-2246）

口座振替ができませんでした。どうすればよいですか？

Q 預貯金残高不足のため固定資産税第1期分の口座振替ができませんでした。どうすればよいのでしょうか。

A 口座振替ができなかった場合には再度振り替えができません。

このようなケースは債権管理課までご連絡ください。第1期分の納付書をお送りいたしますので、納付書裏面に記載のある金融機関などで納めてください。（納付方法についてはP45を参照してください。）

第2期分からは、口座振替ができますので、残高不足にならないようご注意ください。

また、全期一括振替をお申し込みの方で、第1期の納期限に残高不足により一括で口座振替ができなかった方も、第2期分以降は期別ごとの振替となりますので、第1期分は納付書で納めてください。

口座振替される日は納期限の日ですので、その前日までの入金をお願いします。

お問い合わせ 債権管理課（☎ 047-436-2246）

督促状がきました。なぜでしょうか？

Q 市税は納付してあるはずですが、督促状がきました。なぜでしょうか。

A 次の点をご確認ください。

◎領収証書に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか。

◎納期限までに納付していただけましたか。

納付からその収納確認ができるまで、数日～3週間程度の日数を要します。督促状は納期限からおおむね1か月後に送付しますので、その間に行き違いで督促状が送付される場合があります。

◎正しい納付書で納付していただけましたか。

年度の途中で税額を変更し、あらためて納税通知書・納付書をお送りしている場合があります。

お問い合わせ 債権管理課 (☎ 047-436-2246)

納税コールセンターから電話がかかってくるのでしょうか？

Q 納税を忘れていたところ、納税コールセンターというところから、納税について確認の電話がかかってきました。そういう事はあるのでしょうか。

A 督促状を発送し、その後にも納付の確認ができない方に対して『船橋市納税コールセンター』から、市税などに関する納付の確認と、納税の呼びかけ、さらに市税口座振替の勧奨を電話にてご連絡させていただいております。

電話案内では、必ず「船橋市納税コールセンターの〇〇です」と名乗ります。こちらから、金融機関や口座番号を指定し、振込みを指示するような案内はいたしません。不審な点がありましたら、債権管理課までお問い合わせください。なお、納税コールセンターからの電話の着信番号は、047-436-2104です。

お問い合わせ 債権管理課 (☎ 047-436-2246)

延滞金はかかるのですか？

Q 私は市民税・県民税の第1期分（納期限6月30日）130,000円の納税を忘れていました。今日（8月27日）、納税したいと思いますが、延滞金はかかるのですか。

A 延滞金は、納期限の翌日から

(1) 1か月を経過する日までは、年2.4%で、計算されます。

（ただし、上限は7.3%）

(2) 1か月経過後納付の日までは、年8.7%で、計算されます。（ただし、上限は14.6%）

今回の延滞金は、

$$130,000円 \times 0.024 \times 31 \div 365 + 130,000円 \times 0.087 \times 27 \div 365$$

=1,100円（百円未満の端数切捨て）となります。

1. 延滞金の割合

「年14.6%」（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については「年7.3%」）ですが、各年の「延滞金特例基準割合※」が「年7.3%」の割合に満たないときは、以下の割合となります。

① 「延滞金特例基準割合※+7.3%」の割合。令和7（2025）年は年8.7%。

② ただし、納期限の翌日から1か月間を経過する日までの期間については「延滞金特例基準割合※+1%」の割合。令和7（2025）年は年2.4%。

①と②にその日数を乗じて計算された金額の合計が、延滞金として本税に加算されます。

※延滞金特例基準割合…当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合

各年で延滞金の割合が異なる場合があります。詳しくは債権管理課までお問い合わせください。

お問い合わせ 債権管理課（☎047-436-2246）

2. 延滞金の端数計算など

- ・ 滞納税額が2,000円未満のときは、延滞金は計算しません。
- ・ 滞納税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てて計算します。
- ・ 算出した延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てます。
- ・ 算出した延滞金額が1,000円未満であるときは、その全額を切捨てます。

市税を滞納したまま納めないとどうなりますか？

Q 現在、事情があって市税を滞納しています。このまま納めないとどうなりますか。

A 税負担の公平性を維持するなどの見地から、やむを得ず財産の差押えをすることとなります。差押えの対象となる財産には、預貯金・給与・不動産・動産・所得税還付金などがあります。なお、ご事情によっては申請により、納税の猶予が認められる場合があります。至急、債権管理課までご連絡ください。（市税の猶予についてはP50を参照してください。）

お問い合わせ 債権管理課（☎ 047-436-2246）

事前の連絡なく、財産を差押えされることがあるのですか？

Q 現在、市税を滞納していますが、私の承諾なしで、財産を差し押さえられました。事前の連絡もないのですか。

A 「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と法律で定められています。したがって、財産の差押えの実施は、本人の承諾の有無にかかわらず行われることになります。このようなことにならないように、税金を納められないような事情がある時は、債権管理課にご連絡ください。

お問い合わせ 債権管理課（☎ 047-436-2246）

納めすぎた税金はどうなりますか？

Q 市税を二重に納付してしまったのですが、納めすぎた税金はどうなりますか。

A 納期限を過ぎて未納となっている税金や延滞金がある場合は、そちらに充てますが、それ以外のご指定の金融機関の口座にお振込み（還付）いたします。
還付する場合には税務課から還付通知書を送付いたします。

お問い合わせ 税務課（☎ 047-436-2204）

亡くなった夫の市税を支払わなければならないのでしょうか？

Q 私の夫は令和6年（2024年）2月に亡くなりましたが、6月に市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。私は既に亡くなった夫の市税を支払わなければならないのでしょうか。

A 市民税・県民税は、毎年1月1日現在市内に住んでいる人に対して、前年中（1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税されます。

したがって、令和6年（2024年）1月2日以降に亡くなられた方に対しても、令和6年度（2024年度）の市民税・県民税が課税され、財産の相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

なお、令和7年度（2025年度）からは課税されません。

第 1 2 章 市の債権管理

1 市債権の徴収

市の債権の分類

市の債権は、市税、公債権及び私債権に分類され、公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。

●公債権

地方自治法第231条の3第1項に規定される債権です。行政庁の処分（公法上の原因）により発生します。

●強制徴収公債権

個別の法令の根拠により、市が滞納債権について、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権です。

●非強制徴収公債権

個別の法令の根拠規定がないため、市は滞納債権について、支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行います。

●私債権

契約などの当事者間の合意に基づいて発生する債権です。非強制徴収公債権と同様に滞納処分が行えないので、市は滞納債権について支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行います。

強制徴収公債権の徴収

船橋市では、収入未済額の縮減や効果的な徴収を目指すため、強制徴収公債権の一元徴収を実施しております。現在、下記債権の滞納者を一定条件のもとに各債権所管課より回収業務移管を受け、市税の滞納があれば市税も併せた徴収・滞納整理業務を、債権管理課にて行っています。

対象となる債権

- ・国民健康保険料 ・介護保険料 ・下水道使用料 ・下水道事業受益者負担金
- ・保育所運営費負担金、公立保育所使用料（旧称：保育料）
- ・養育医療の給付に関する徴収金 ・療育の給付に関する徴収金
- ・母子生活支援施設入所費負担金
- ・道路占用料 ・後期高齢者医療保険料
- ・路上喫煙及びポイ捨て防止条例による過料 他

非強制徴収公債権、私債権の徴収

本市のすべての金銭債権を公平・公正に取り扱うことを目的とし、平成23年（2011年）10月1日に施行された船橋市債権管理条例に基づき、非強制徴収公債権及び私債権について、市の債権の取り扱いを一元化し、民事訴訟法や民事執行法などの法的手続きによる債権回収を実施しています。主な手続きは次のとおりです。

●支払督促

裁判所が債権者（市）の申立内容を審査し、債務者に対して金銭の支払いを督促する手続きです。債務者が支払督促を受け取った日から2週間以内に裁判所へ異議を申し立てると、訴訟へ移行します。

●訴訟

債権者（市）が債務者を相手方とする訴えを提起し、裁判所においてそれぞれの言い分を主張したり、証拠の提示などをしたりして、判決や和解により債権の回収を図る手続きです。

●強制執行

裁判所が債権者（市）の申立てにより、預金や給与などを差し押さえることにより強制的に債権者の請求を実現させることを目的とする手続きです。

対象となる債権

〔非強制徴収公債権〕

・し尿収集手数料 ・児童育成料 ・児童扶養手当返還金 ・保険給付費返納金 他

〔私債権〕

・奨学金返還金 ・市営住宅使用料 ・市営霊堂使用料 ・学校給食費
・水洗便所化改造工事資金貸付金償還金 他

2 債権管理Q & A

債権管理課はどんな部署ですか？

Q 債権管理課はどんな業務を行っている部署ですか。

A 債権管理課は、市の債権管理に関する総括を行っている部署です。市税のみならず、他の公金の一元徴収の実施をさらに強化していくことを目的としています。

具体的には、市税及び移管を受けた強制徴収公債権（国民健康保険料など）の一元徴収業務、非強制徴収公債権（児童育成料など）及び私債権（市営住宅使用料など）の民事訴訟法などに基づく法的手続きによる債権回収の業務、これらが主な業務となります。

市税以外にも延滞金はかかりますか？

Q 市税以外の債権についても滞納すると延滞金がかかるのですか。

A 船橋市債権管理条例や個別条例に基づき、全ての公債権に延滞金がかかります（平成25年（2013年）4月1日より前に発生した公債権についてはかからないものもあります）。また、私債権については民法の規定により遅延損害金がかかります。延滞金や遅延損害金が発生しないよう納期内納付にご協力ください。

貸付金を滞納したまま納めないとどうなりますか？

Q 現在、〇〇貸付金の返済が滞っています。このまま納めないとどうなりますか。

A 滞納が続いたまま本市へご連絡がない場合は、支払督促や訴訟といった、法的手続きに着手することとなります。至急担当課までご連絡ください。

職員相手になぜ生活状況まで話さなければならないのですか？

Q 現在、〇〇債権を滞納していますが、毎月〇〇万円を返済していくと言っているのに分割納付を認めてくれません。なぜ職員相手に生活状況まで話さなければならないのですか。

A 分割納付は納付額を低くおさえるための手段ではありません。大多数の方は期限内に納付しています。こうした多くの方々との公平性を確保するために、早期に完納していただく必要があります。やむを得ず分割納付となる場合でも、早期完納が見込めるような合理的な分割金額か判断する必要があります、そのためには現在の収入や支出状況をお伺いしなければなりません。ご理解をお願いします。

お問い合わせ 債権管理課

- ・市税、強制徴収公債権の徴収について (☎ 047-436-2246)
- ・非強制徴収公債権、私債権の徴収について (☎ 047-436-2251)